○法務省告示第百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十四日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

田村利廣	北海道上川郡東神楽町東二線十六号九十七番地	畜産農業

○法務省告示第百三十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十四日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社の項中「プラスチック成形、家具製作」の下に「、電子機器組立て」を加える。

○法務省告示第百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十四日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表株式会社エム・ケー・カニエの項中「株式会社エム・ケー・カニエ」を「株式会社エム・ケー・コーポレーション」に改め、同表に次のように加える。

株式会社茅ヶ崎設備工業	神奈川県茅ヶ崎市みずき二丁目二十一番九号	配管

○法務省告示第百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十四日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社三松の項中「工場板金」の下に「、塗装」を加え、同表に次のように加える。

株式会社早木電機	兵庫県朝来市生野町奥銀谷千五百七番地二	電子機器組立て
株式会社九州フジパン	福岡県糟屋郡新宮町大字上府八百四十番地	パン製造

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社池興	東京都府中市西原町二丁目十番地の十四	とび
北日本紡績株式会社	石川県白山市福留町二百一番地一	紡績運転

○厚生労働省告示第六十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、同法第三十八条第一項の特別特定機械等について、製造時等検査の業務を次のように都道府県労働局長が自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項（第六号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

自ら行うものとする都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする期間
全ての都道府県労働局長	平成二十八年四月一日	ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）に係る製造時等検査の業務の全部	一年間

○農林水産省告示第七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

渋川市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、渋川市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。